

(公財) 長崎県育英会「熊本地震災害被災奨学生」採用要項

- 1 目的  
熊本地震災害で、生徒又はその保護者が被災を受け、経済的理由により修学が困難となり、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた生徒に対して、奨学金を貸与し修学を支援する。
- 2 出願資格  
長崎県内に住所を有する者の子弟で、高等学校・大学等に在学する者。
- 3 成績要件  
問わない。
- 4 所得要件  
問わない。
- 5 対象校種  
(1) 高等学校(専攻科を含む)・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・専修学校の高等課程並びに高等専門学校(通信制を除く)。  
(2) 大学・短期大学・専修学校専門課程(「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る)(大学院・通信教育等を除く)
- 6 貸与月額  
(1) 高等学校等  
①国公立高等学校等  
自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円  
②私立高等学校等  
自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円  
(2) 大学等  
①国公立大学等 41,000円  
②私立大学等 47,000円
- 7 奨学金貸与開始月  
平成28年5月分から
- 8 貸与期間  
正規の最短就学期間
- 9 願書受付期間  
随時
- 10 併給  
他の奨学金制度の奨学金との併給を可とする。(日本学生支援機構の奨学金を除く)
- 11 連帯保証人  
連帯保証人を必要とする。
- 12 奨学金の返還  
貸与を受けた奨学生は、卒業の月の翌つきから起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内に、全額を年賦、半年賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還する。
- 13 その他  
本要項に規程のない事柄については、(公財)長崎県育英会貸与規程等に準じて取り扱うものとする。
- 14 出願先 〒850-0861  
長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館  
公益財団法人 長崎県育英会 奨学係